

第425回（定例）福崎町議会会議録

平成21年9月7日（月）

午前9時30分 開会

1.平成21年9月7日、第425回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.出席議員 16名

1番	松岡秀人	9番	吉識定和
2番	牛尾雅一	10番	石野光市
3番	宮内富夫	11番	小林博
4番	釜坂道弘	12番	東森修一
5番	福永繁一	13番	富田昭市
6番	志水正幸	14番	北山孝彦
7番	難波靖通	15番	高井國年
8番	広岡史郎	16番	宇崎壽幸

1.欠席議員（なし）

1.事務局より出席した職員

事務局 長 中塚保彦 主査 澤田和也

1.説明のため出席した職員

町長	嶋田正義	副町長	橋本省三
教育長	岡本裕	技監	樋口和夫
会計管理者	牛尾敏博	総務課長	尾崎吉晴
企画財政課長	近藤博之	税務課長	山口省五
住民生活課長	松岡英二	健康福祉課長	高松伸一
まちづくり課長	志水利雄	産業課長	井上茂樹
下水道課長	後藤守芳	水道課長	豊國明紀
社会教育課長	山下健介	学校教育課長	志水清二

1.議事日程

第1 閉会中の所管事務調査報告  
第2 質疑  
第3 討論・採決  
第4 特別委員会の設置  
第5 委員会付託

1.本日の会議に付した事件

日程第1 閉会中の所管事務調査報告  
日程第2 質疑  
日程第3 討論・採決  
日程第4 特別委員会の設置  
日程第5 委員会付託

## 1. 開会及び開議

議 長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員数は16名でございます。  
定足数に達しております。よって、本日の会議を開きます。

### 日程第1 閉会中の所管事務調査

議 長 日程により、閉会中の所管事務調査報告に入ります。  
各委員会からそれぞれ報告を受けてまいります。  
それでは、総務文教常任委員会から報告をお願いします。

東森総務文教 皆さん、おはようございます。

常任委員長 総務文教常任委員会から閉会中の委員会報告をいたします。

去る7月31日、町長、教育長、会計管理者、関係担当課長出席のもと、委員会を開催、各課から報告を受けました。

総務課からは、職員募集、ふくさき町づくり・青少年健全育成講演会、第45回衆議院議員総選挙についての報告を受け、第8投票所が福崎小学校から新町公民館に変更するとの報告を受けました。新型インフルエンザ対策について、平成21年度福崎町区長会要望について報告を受けました。

企画財政課からは、平成20年度地方財政状況調査結果、平成21年度普通交付税の算出、平成20年、21年度競争入札参加資格審査申請書の資格認定について、平成21年度準町内業者指定状況について、全国消費実態調査について報告を受けました。

その中で、調査目的に対して家計の実態を調査し、所得分布や消費水準等に関する基礎資料とするためであると、調査期間は2人以上世帯24世帯、9月から11月の3カ月間、1人世帯を2世帯、10月、11月の2カ月間。調査内容は収入及び支出、年間収入、貯蓄現在高、借入金残高等とのことでした。

出納室からの報告では、平成20年度会計決算、平成21年歳入歳出計算書、平成21年6月30日現在について、平成21年度物品の競争入札参加資格審査申請者追加受付分の資格認定について、報告を受けました。

税務課からは、平成20年度町税等の決算状況について、平成20年度町税等の不納欠損、平成20年度住宅資金貸付事業決算状況、平成21年度町税等の当初賦課金の状況について報告を受けました。平成21年度固定資産税の縦覧閲覧件数について、法人25件、個人70件、合計95件あったとのことです。また、住民税の年金からの特別徴収について報告を受けました。

学校教育課からは、福崎西中学校区教育推進協議会、教育委員会事務事業評価委員、新型インフルエンザ対応、外国語指導助手、耐震診断業務委託、全国大会に出場する小・中学校生について、福崎小学校の校庭芝生化への取り組みについての報告を受けました。

社会教育課からは、大庄屋三木家修復への取り組み、子ども会球技大会、第2回吉識雅夫科学賞、サマースクールの取り組み、人権・青少年健全育成自治会研修会についての報告を受けました。

続いて、9月2日、町長以下、関係者出席のもと、委員会を開催し、各課からの報告を受けました。

総務課から、町議会9月定例会、職員採用試験申し込み状況、平成21年度公務員給与等勧告内容、8月2日未明集中豪雨の対応及び被害状況、台風9号に係

る佐用町への災害支援出役状況について、給水作業は、2トン給水車、15日を除く8月10日から17日にかけて、また、ごみ収集作業は、まちづくり課の2トンダンプ、住民生活課の2トン清掃ダンプを、12日は2トンダンプ1台、13日から26日までは2トンダンプ2台との報告を受けました。

企画財政課からは、平成20年度バランスシート及び行政コスト計算書について、財務状況を含め、別紙により報告を受けました。集中改革プランの進捗状況、行政改革大綱及び集中改革プラン見直し案の策定体制について報告を受けました。

出納室からは、平成21年度歳入歳出計算書、平成21年7月31日現在についての報告を受けました。

税務課からは、7月13日と8月17日に計2回の固定資産評価額の異議申し出書の提出があり、固定資産評価審査委員会で審査を進めているとの報告を受けました。インターネット公売における落札者決定までのスケジュール、町税等の口座振替及び前納報奨金交付状況、滞納整理対策として、9月議会に町営住宅明け渡し等に関する訴えの提起等の議案を上程したいとの報告を受けました。

学校教育課からは、全国学力・学習状況調査の結果、福崎小学校区地域教育推進委員会を7月に設立し、子どもの安全・安心を守る地域ボランティアの募集について、学童保育の利用状況、寄附採納について報告を受けました。

新型インフルエンザの感染状況及びその対応、全日本中学陸上競技大会選手権の成績結果、水難事故の報告を受けました。

社会教育課からは、第28回自治会親善ソフトボール大会の結果、学校支援地域本部事業の取り組み状況、八千種研修センター屋上防水工事の入札結果及び工事執行状況について報告を受けました。

以上で、報告を終わります。

議長 次は、民生常任委員会から報告をお願いします。

石野民生 民生常任委員会から閉会中の所管事務調査報告をいたします。

常任委員長 7月29日、第1委員会室において、町長、副町長、住民生活課長、健康福祉課長、水道課長出席のもと、委員会を開き、各課の報告を受けました。

住民生活課から報告を求め、アイピーアイ株式会社からの公害防止協定に基づく協議を行いました。資料1ページから2ページに掲載しております。空気圧縮機は13年経過、空調室外機は33年経過しており、それぞれ老朽化に伴う更新を行おうとするものでした。委員全員賛成で、委員会として了承することとしました。

続いて、報告事項として、6月28日、市川町川辺小学校で行われた第2回神崎郡消防操法大会で自動車ポンプの部で新町分団が優勝、小型動力ポンプの部で庄分団が優勝、福田分団が3位入賞という成績を上げられたことの報告がありました。

水防訓練が6月21日、長目の市川河川敷で行われ、町職員83名、消防団365名、計448名の参加により行われました。

通学路等入札結果として、3ページに掲載の桜池転落防止柵設置工事は、株式会社千里が施工することと、西大貫の町道630号線舗装工事の延長148メートルについては、中川道路土木が施工することの報告、そして西谷区の小型動力ポンプ軽四積載車については、株式会社大前消防ポンプ工業から購入することとなったとの報告を受けました。

子育て応援特別手当の支給状況について、4ページのとおり報告がありました。

中播衛生センター基幹改良工事について同じく、4ページ掲載のとおり報告を受けました。質疑で、現在の膜分離型高負荷脱窒素処理方式から浄化槽汚泥の混

入率の高い脱窒素処理方式に改造するののかとの問いに、現在の膜処理については一部継続するとの説明を受けました。

田口地区廃油等不法投棄の概要について、5ページのとおり報告がありました。投棄者から弁護士を通して処分費用を払うとの連絡があり、有限会社クリーン山田での請求分の7万875円の入金が7月9日にあったとのことでありました。質疑で、搬送費用はとの問いに、町職員が当たったため、請求金額に計上しなかったとの回答でありました。また、有害物質の調査を県で行ったが、特に検出しなかったことから、土壌の入れかえは要求しなかったが、今後類似の事件の再発防止の面からも、より適正な対応が望まれるとの意見を述べました。

パッカー車の公売結果として、7月22日の見積入札の結果、町のごみ収集車3トンパッカー車は北山産業株式会社が45万1,500円、2トンパッカー車は、株式会社環境が21万6,090円で落札者したとの報告がありました。

町営住宅駅前団地耐震診断等業務委託の見積開札結果について、5ページのとおり報告を受けました。

また、質疑で、現在のごみ収集処理のうち、空き瓶について、リテックの指名停止により、くれさかクリーンセンターで破碎埋め立て処分となっているが、今後の見通しについては、早い時期にリサイクルに回せるよう、調査・検討しているとの回答でありました。

健康福祉課から平成20年度の介護保険事業の実績、サービス別介護給付費執行状況について6から8ページ掲載のとおり報告を受けました。

また、介護職員処遇改善交付金について、9ページ掲載の資料で説明を受けました。10月サービス分から実施予定であると聞きました。なお、この交付金は介護保険事業の会計は通さず、直接事業者に交付されるとのこと。委員から、事業者への追跡調査や、2.5年分という期間設定についての質疑があり、担当課長から新たな情報が入り次第、委員会に報告するとの回答がありました。

福崎町地域密着型サービス事業者の公募について、10ページの資料で報告を受けました。

福崎町社会福祉協議会における20年度の介護保険事業の収入実績等について11ページの資料で報告を受けました。

文珠荘について、12ページの資料で、20年度の株式会社輝の事業収支について報告を受けました。文珠荘、浴槽テラス塗装改修工事について報告がありました。テラスの軒裏の塗装を行うもので、13ページ掲載のとおり、見積開札の結果、牛尾建設株式会社が98万7,000円で施工することとなりました。

町内巡回バスの20年度の利用実績・状況について、14ないし15ページの停留所別に詳しい資料が提出されました。

女性特有のがん検診推進事業として、子宮頸がん、乳がん検診の推進事業実施要綱が16ページ掲載の資料で示されました。経費は全額国庫負担によるものであります。

福祉医療費助成制度について、更新状況を17ページの資料によって報告を受けました。県の制度改正による影響が出ています。

新型インフルエンザ対策について、町の対応、県の取り組みについて、18ページの資料で報告がありました。

水道課から20年度・21年度工事執行状況について、19ページの資料、21年度業務執行状況について、20ページの資料で報告がありました。

続いて、9月1日、第1委員会室において、町長、副町長、担当課長出席のもと、委員会を開きました。

住民生活課から資料1ページの内容で、現在、くれさかクリーンセンターで処理している空き瓶をジャパンエコロジーライン株式会社にて処理したいとの報告がありました。同社が宍粟市山崎町のリテック株式会社の工場を借り受けして創業していることから、現地視察を行いました。町民に対し、リサイクルということで分別に協力してもらっていること、くれさかクリーンセンターでの空き瓶の処理負担金はトン当たり約1万8,000円であり、ジャパンエコロジーライン株式会社とトン当たり1万500円で交渉しており、経済的にも有利であることから、10月から移行したいとの内容でありました。

宍粟市山崎町の工場では、大阪市のペットボトルの空き瓶、空き缶の分別作業が手作業を中心に行われていました。リテック株式会社については、3月11日の新聞報道による宝塚市長の逮捕等という事態を受け、福崎町は22年9月16日まで指名停止としています。しかし、資料説明のとおり、ジャパンエコロジーライン社はリテックとは別会社であること、地元行政との公害等の協定等がリテックとの間で結ばれており、それは継続していることなどの説明を受けました。

委員から、役員の状況、従業員、随意契約になるのか等の質疑があり、担当課から、従業員を引き続き新たな会社が雇用契約する形態となっていること、随意契約を21年3月末まで結びたいとの回答がありました。

大門桜池転落防止柵設置工事、倒れや老朽化したフェンスを柵に更新する工事について入札減による残予算から187万7,400円を充当し、延長166メートルの延伸を行う変更契約を結んだとの報告が1ページのとおりありました。

8月2日未明の集中豪雨対策について報告を2ページの資料で受けました。

町営住宅家賃の滞納にかかわる法的手続の経過報告を資料に基づいて受けました。

町営住宅への火災警報器事業の入札結果と設置事業の年次計画の報告を3ページの資料で受けました。

9月定例会に町営住宅の明け渡し等に関する訴えの提起についてと、一般会計補正予算の計上があるとの報告がありました。

当面の行事予定については、資料表紙のとおりです。

健康福祉課から介護保険の要介護認定、1次判定の調査基準の修正が10月1日から実施されることについて、4ないし5ページの資料で報告がありました。

地域子育て創生事業、ふれあいマタニティー教室について、資料6ページの報告がありました。県の費用負担で、21年10月から22年度、各市町が実施するというものです。国民健康保険事業の出産育児一時金については、本議会への議案となっているもので、7、8ページの資料で報告を受けました。

長寿医療制度、後期高齢者医療制度被保険者証の更新状況について、15ページの資料で報告を受けました。

9月定例会に条例改正、一般会計と介護保険事業特別会計で補正予算を上程の予定と聞きました。

当面の行事予定は表紙にあるとおりです。

委員の質疑で、佐用町、宍粟市への社会福祉協議会の8月12日から15日の4日間の災害ボランティアへの募集には、延べ72名の参加があったこと、社協職員は11日から15日まで、延べ9人、16日以後8月末まで延べ4人が災害ボランティアとして救援活動に現地で当たったとのことでありました。

水道課からは、平成20年度、21年度工事執行状況、21年度業務執行状況について、9ページの資料により報告を受けました。

また、兵庫県水道災害相互応援協定に基づく佐用町への応援について、10ペ

ージの資料で報告がありました。

以上をもって委員会からの報告といたします。

議長 次は、産業建設常任委員会から報告をお願いします。

北山産業建設 産業建設常任委員会から閉会中の所管事務調査報告を行います。

常任委員長 1回目は7月28日、町長、副町長、技監、関係担当課長出席のもと、各課からの報告を受けました。

産業課から、1件の協議事項がありました。アイピーアイ株式会社の工場立地変更届であります。内容は、老朽化に伴う空気圧縮機・空調室外機更新工事であります。委員会としては、全員賛成で了承することといたしました。

産業課からの報告事項であります。

平成21年度業務委託及び工事進捗状況について報告を受けました。

株式会社もちむぎ食品センター第20期事業報告について、現況では、売上げが厳しいとのことであるが、中元等で売上げが伸ばせるかの質疑に対し、中元等で売上げに努力をしているとの報告を受けました。役員改選の報告を受けました。国の平成21年度地方元気再生事業並びに県の平成21年度地域元気回復支援事業について、株式会社もちむぎ食品センターの事業提案が採択されたとの報告を受けました。事業名はもちむぎのやかたありがとう15周年感謝ディナーショーであります。認定額は20万円とのこと。委員から、「地方の元気再生事業1,500万円について、だれが中心となって取り組みをするのか」との質疑に対して、申請はもちむぎ食品センターが行い、事務は商工会、町が中心となって行うということです。

有限会社アケボノ企画との訴訟経過と今後の予定等については、平成21年9月2日に和解予定とのこと。です。

次に、まちづくり課から報告をいたします。大十株式会社からの倉庫新設を目的とする開発工事に係る事前協議について、開発者からの町の意見に対する回答書及び計画図が提出されたとの報告を受けました。委員から、町として1万平方メートル以上の開発については、調整池が必要、また七種川までの水路の経路を確認してほしいとの質疑があり、説明を受け、現地視察を行いました。

ユニバーサル社会づくり実践モデル地区の指定にかかる説明会を6月30日に開催したとの報告を受けました。

町道中島井ノ口線と県道三木宍粟線との接合部の交差点改良に伴う費用負担について説明を受けました。

下水道課からの報告をいたします。

川すそ川井堰関係の交渉状況について報告を受けました。

福崎浄化センター水処理施設の増設計画について報告を受けました。

2回目は8月27日、町長、副町長、技監、担当課長出席のもと、報告を受けました。

産業課から、株式会社もちむぎ食品センター第20期事業報告について報告を受けました。委員から、決算状況では売上げが1割減となっている、来期の計画予定は、との問いに、社長から株主総会后に報告するとのこと。です。

地方の元気再生事業について、国と契約手続中であり、研究部会の発足準備を進め、9月に入って活動着手の予定であると報告を受けました。

集中豪雨による農地農業用施設等災害状況及び災害復旧に向けた事業取り組みについて報告を受けました。被災した箇所は、農地22カ所、農業用施設20カ所、林地関係9カ所、合計で51カ所です。被災額は1,344万円と報告を受けました。委員から、被災現場の確認ということで、現地視察を行いました。

まちづくり課からの報告を行います。

町道北野加治谷線道路改良事業に係る説明会を7月30日に、町道西治長野線道路改良事業に係る説明を8月1日、関係地において開催したとの報告を受けました。

福崎町都市計画マスタープラン策定に係る今後のスケジュールについて報告を受け、あわせて都市計画審議会を10月1日に開催予定との報告を受けました。

中播都市計画区域マスタープランに係る説明会及び公聴会について報告を受けました。

8月2日未明の集中豪雨による土木関係被害の状況等について報告を受けました。委員から、町内で床上、床下浸水の発生状況はとの質疑に対し、町内での発生は大門2件、高橋1件、馬田1件、鍛冶屋1件、西治1件で、9月補正で被害に遭われた方に罹災者扶助を予定とのことです。

下水道課からは、平成20年度繰越工事委託業務及び平成21年度工事業務委託執行状況について報告を受け、現地調査を行いました。

下水道接続状況について報告を受けました。

以上で、産業建設常任委員会報告を終わります。

議長 次は、議会運営委員会から報告をお願いします。

小林 議会 おはようございます。

運営委員長 議会運営委員会からの報告を行います。

6月定例会の反省会を兼ねまして、7月1日に行いました。議会にこれまで閉会中のいろんな活動の諸報告を書記が朗読をしておりましたけれども、これを文書化して配付をしてはどうかというふうなことを提起をさせていただきまして、そして次回に向けて検討するというところにいたしましたわけでございます。

そのほか、議会のライブ中継の進捗状況について確認をいたしました。

そのほか、6月議会の定例会の運営の内容については、いつものように当局からは一般質問の内容等が早くいただけた方がよいとか、いろいろ意見があったわけでありましてけれども、それらの点については、質問者、あるいは答弁者、それぞれの思いもあるわけでありまして、できるだけ効率的に議員の質問の目的が達成されるようお願いをしておきたいと思っております。

次に、8月28日、本定例会の運営につきまして、委員会を開きました。その日程、その他につきましては決定をしていただいたとおりでございます。さきに検討課題としておりました諸報告につきましては、文書配付とし、会議録にもそれを挿入するというので、記録として残していくということにいたしました。

次に、台風9号の災害義援金につきましては、議長会からの要請もあり、提起をされました。全員協議会で諮って、決定することとし、さきの協議会で決まったとおり、皆さん方に募金をお願いすることになったわけでございます。

そのほか、資料配付の作成につきまして、現在、A3が基準になっておりますが、A4の両面印刷で資料を作成した方がよいという意見が出されております。文書で出されておまして、これもさきの全員協議会で報告したとおりでございますけれども、引き続き検討をしていこうということでございます。議会だけの問題でもございませんので、町当局も含めて検討してほしいとお願いをしております。

そのほか、このテレビ中継の状況について、カメラの位置、サーバー等の確認をさせていただいて、8月28日の委員会を終わったわけでございます。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

## 日程第2 質疑

議長 次の日程は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいります。関係議案、担当課長等により複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

なお、議案第61号、議案第62号につきましては、本日、すべての議案に対する質疑を終了した時点で正式にお諮りをいたしまして、本日即決いたしたいと存じますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、報告第11号、議会の委任による専決処分の報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

1 3 番 今回のこの議会の委任による専決処分の報告について、若干ご質問をしたいと思っております。

これは、地方自治法の180条に載っていますように、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決によります特に指定したものは普通公共団体の長、すなわち嶋田町長の専決処分によってそれができるんだということが書かれているわけがございます。

そこで、一つお尋ねをしたいわけなんです、この中で軽易な事項でということが書かれているわけがございますが、このたびのこの契約変更、当時この変更前の金額が2億4,586万4,850円ということで、事業量の増によります786万3,450円の増額という形で計上されております。

そこで、この金額が契約金額の約3.2%に当たるわけなんです、これが果たして本当に軽易な事項であるかということなんです、その辺についてお尋ねをしたいと思っております。

下水道課長 3.7%という金額の変更が軽易であるかどうかというようなご質問かと思っております。一つの日安として、金額比率によりますと、約30%という線が一つであると県からも聞いておるようところでございます。

1 3 番 田原第3汚水幹線管渠工事という形で、この工事名が3月議会でも上がっております。その時も同じく、今回のように専決処分という形で上程されておりました。そのときの金額が2億6,197万5,000円、工事量の増により1,254万4,350円増額していました。そして、そのときの比率が、当時の契約金額に対して4.7%の金額になるわけなんです、これを見てもみますと、同じ業者でもって同じ工事件名でこのように出ているわけでございます。この度は、この工事におきましては、金額がここに書いてありますように2億4,586万4,850円になっているわけなんです。しかしながら、3月議会では、この同じ工事、同じ件名、そして同じ業者によりまして請負金額が先ほど言ったような金額になっているわけなんです。この金額の違いはどのようにになっているのか、その辺のご説明もお願いをいたします。

下水道課長 まず、専決処分の金額、また比率に対しては、議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができるという事項の指定というのがあります。この中で、対象となるのは下水道関係では6,000万円以上1億円未満では10%、1億円以上2億円未満では8%、2億円以上では2,000万円未満という形で可能という形でございます。これにのっとって報告または議会に諮ったわけでございます。

1 3 番 そういうふうな決めがあって、今回も専決処分という形でもって計上されているのはよろしいわけなんです、先ほど言いました、その2点目の質問なんです、すなわち、この請負金額が同じ件名で出ているにもかかわらず、3月議会で

出た金額とこのたびの9月議会で計上されている金額とが2,865万4,000円ほどの差があるのですが、この差についてご説明をお願いいたします。

下水道課長 この変更につきましては、これまで2回の変更をお願いしていますが、その経緯については、工事において発生しました事項をできるだけ速やかに所管の委員会に報告し、議会に報告または議案として上程させてもらっています。

まず、3月議会では、2,500万円ほどの変更の議案を提出しましたが、その段階でわかっておりました転石除去という項目が工事の中にありました。地下をモグラのようにずっと掘っていくのですが、その段階において設計上、転石、大きな玉石、岩等で、その推進工がとまってしまうというような内容でございました。それを3カ所、予定で見えておったのですが、結果として順調に進んで、その分が全く必要じゃなくなったということがわかりました。その段階で速やかにその3カ所分を減額しました。この金額が2,000万円を超えるというところで、3月の議会にお願いしたわけでございます。

1 3 番 私が質問している答弁になっていないような感じがします。私が言っているのは、3月議会で提出された請負契約工事金額と、この度上がってきた工事金額に差が出てるわけなんですね、正直言って。これは、同じ会社で、同じ件名で工事をしているということは、同じ工事をされているんですよ、確認しますけども。ということは、3月議会で専決処分をした金額、その金額が2億7,451万9,350円になってるんですね。それ資料持っていますか、みずから確認してもらいたいんです。しかしながら、このたびのこの報告によりますと、この報告書に書いてありますように、金額が違うんですね。変更前の金額が2億4,586万4,850円となっている。これは半年間にこの金額がこれだけ変わっている、何でこれだけ変わっているのかと私はご質問しているんです。その辺のご答弁をお願いいたします。

下水道課長 ちょっと、ご質問を理解していない部分がございます。

まず、第1回目、3月議会に上程しました変更につきましては、立抗というのを一番北側の県道との交差点に近い部分で、立抗の変更を行いました。それについては、2,000万円以内の金額でございましたので、報告をしております。その後、6月議会において先ほど申しました転石除去工が減額になりましたので、その段階で、わかった時点で議会にお諮りしたようなところです。

その変更金額全体では、まず1回目から2回目、6月議会にかけた段階で2,865万4,500円の減額になりました。その結果、先ほど申されました変更後の金額が2億4,586万4,850円になっております。

それから、今回報告した金額786万3,450円の増額となり、最終的には2億5,372万8,300円になったというようなことでございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、報告第12号、平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご質疑がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第50号、平成20年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算書、決算報告書等膨大なものでございますので、質疑をされる方は、それぞれのページをお示しの上、質疑を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本案に対する質疑がございましたらどうぞ。

6 番 私からは、福崎町の平成20年度の決算内容を見て、報告第12号の報告事項も若干含めまして、以下、数点にわたって質疑をさせていただきます。

今、国、町を問わずにすべての自治体が百年に一度と言われる景気の悪い中、税収入は減少するなど、厳しい行政運営がなされております。本町の20年度の決算書を見せていただきますと、それぞれの部署での努力が見られ、決算数値も監査委員の意見書のとおり、一部に問題があるものの、決算内容としては十分かと、評価をいたしております。

しかし、昨今の行政の運営につきましては、すべての自治体が財源の確保に悲鳴を上げており、高度成長期と違って、限られた予算でいかにして有効なサービスを効率的に行うかが問われております。私が常に思っています健全な財政運営とは、住民が求めている必要なサービスをきちっと提供し、そのために必要な借金すなわち地方債は、償還能力に応じた借金なら問題はないと考えておりますが、その借金の額が多くなりますと、将来を担う子どもたちにそのツケを残すこととなりますから、それらを十分に意識した行財政運営が大切であると思っております。

そこで、1点目の質疑ですが、平成20年度の一般会計の決算総額が歳入70億4,286万7,000円、歳出68億9,245万4,000円、差し引き1億5,041万3,000円となっており、このうち2,200万円は翌年度に繰り越した財源で、これを除いた、いわゆる実質収支額は1億2,841万3,000円となっております。

また、前年度実質収支、基金積立金、繰上償還金、さらには基金の取り崩しなどを控除した、いわゆる実質単年度収支は7,115万2,000円の赤字となっております。これは16年度から5年連続の赤字となっておりますことから、この赤字額について、当局はどのように認識されているのかお尋ねをいたします。

企画財政課長 実質単年度収支が5年連続の赤字というご指摘でございますけれども、この5年間で、実質単年度収支、赤字を累積いたしますと、それぞれの実質収支額と財政調整基金の残高、これが5年間で約2億7,200万円の減少をしてきたという結果となっております。

この一番大きな要因といたしましては、平成16年度から18年度にかけて実行されました三位一体の改革、これによりまして地方交付税が大きく縮減されたことが一番大きな要因かと思っております。

それ以降、集中改革プランの実施ですとか、投資的経費につきましては抑制ということで、それぞれ対策を講じてきましたけれども、その三位一体の改革の影響額を吸収できないという状況かと思っております。

平成20年度につきましては、地方交付税の総額も地方再生対策費の新たな創設ということで、若干改善はされてきておりますけれども、それを踏まえまして、財政収支としては、20年度は改善をしてきております。しかしながら、最終的にもちむぎ食品センターの再建支援策ということで、無利子貸付金を約1億1,500万円支出しております。これが要因となりまして、平成20年度につきましても実質単年度収支が赤字となったと考えております。

総体的に見ますと、現在の財政状況では、実質単年度収支の黒字を確保しながら計画的な投資的事業を行っていくということは、難しい状況にあらうかと思っております。

今後の見通しにつきましては、現下の経済情勢、また新たな政権になりますから、その辺の政策というのが不透明なところがございます。こういった中でもや

らなければならない投資的事業もございますので、それらを実施していくためには、中期的に見ますと、やはり財政調整基金を活用しながら、つまりある程度の実質単年度収支の赤字は覚悟しながら懸案事業に取り組んでいく必要があるのではないかという認識をしております。

- 6 番 いろいろそれぞれの年度によって若干事情が異なる結果、こういった事態になっているかと思えますけれども、ただ、計算の仕方によって、資料の中で黒字となったり、あるいは5年間連続赤字になったりと、非常に資料の見方が難しい面がありますので、何か共通した、こういった場合にはこういう公表の仕方と、何か住民にとってもう少しわかりやすいそういった方法はないのでしょうか。

企画財政課長 住民への公表の仕方につきましては、ある程度、若干公表しておりますけど、バランスシートですとか、行政コスト、こういったものもあるわけですが、住民さんにとってわかりやすい公表の仕方というのは、また今後も研究をしながら、公表の方法というのは考えていきたいと思っております。

- 6 番 私が申し上げていますのは、実質収支はなるほど1億2,841万円の黒字になっていますが、片や、単年度収支については7,115万円の赤字がある。監査資料の中でも、その赤字の額が出ている部分と、それから1億2,800万円の20年度の決算は黒字ですよという説明とが両方あります。それぞれ計算の仕方が違うからこういう結果になるんだと思いますが、住民側から見れば、黒字なのか、赤字なのかというのが、非常にわかりにくい点があるかと思えますから、共通した毎年次、発表する方法がないのかどうか。そういう質問でございます。

企画財政課長 それぞれの決算における指標につきましては、総務省が行っております地方財政状況調査の調査方法に基づいて調査結果を公表しております。当然、単年度で見ると、実質収支で見ると、いろいろありますので、どうしても両方の公表の仕方ということになろうかと思えます。その辺につきましては、できるだけわかりやすいような形で公表を考えていきたいと思えます。

- 6 番 次に、19年6月に制定されました財政健全化法に定める健全化判断比率について、若干お尋ねしたいと思えますが、この比率は財政状況がどのように悪いのかを二つの基準でチェックすることにしたものでございます。借金による財政負担の程度を示す実質公債費比率は3カ年平均で本町の場合、16.8%、20年度に限って申し上げますと、17.07%となっております。この比率が25%以上になりますと、財政破綻寸前の早期健全化団体に転落ということになります。今後、財政健全化計画を策定し、厳しい指導を受けるほか、行政サービスもかなり制限されることとなります。近くでは、大阪府泉佐野市はこのたび26.4%で財政健全化団体になってございます。

本町の実質公債費比率は基準以下とはいえ、近隣の市と比べてもかなり高い比率となっております。また、本町では今後も下水道事業の基盤整備事業等で、ますます公債費が増加するものと思われます。今後の比率の予想と対応についてお尋ねをいたします。

企画財政課長 実質公債費比率の今後の予想ということになりますけれども、ご指摘のように、下水道事業に係ります公債費につきましては今後増加をしていきます。

一方、一部事務組合の公債費につきましては、中播衛生事務組合が平成22年度、基幹改良工事を予定しておりますが、中播衛生施設、またくれさか環境事務組合とも、現有施設に係る公債費につきましては、今後減少をしていきます。

これら総体的に見ますと、中期的には大きくは上昇しないのではないかと見込んでおります。ただ、若干上昇が見込まれる要因としましては、健全化判断比率の説明の中でも申し上げましたけれども、下水道事業債に係る元利償還金のうち、

実質公債費比率の算定において算入する割合、この割合が高くなってきておりますので、若干上昇するのではないかと考えております。

- 6 番 下水道事業が完結しまして、その先に一部事務組合の中播衛生が22年で工事が減少すると、したがって、そう大きく比率がアップしないという答弁だったと思いますが、私は下水道事業が終わっても、これから学校改修工事のほか、道路でありますとか、河川工事、基盤整備、あるいは環境整備事業など、ますます地方債が増加するような要素が多分にあると思いますので、できるだけそういったことを意識していただいて、公債費比率を下げていただく努力は賢明でなかろうかと思います。

25%になったら、先ほども泉佐野市の話をしてしまいましたが、それまででペナルティーはないのか、18%になりますと、起債の発行に許可が必要やとも聞きます。先ほど、本町の20年度は17.07%ですから、18%には余り、もうそこまで来ておりますので、18%になった場合の起債の発行というのは本当に難しい面があるのかどうか、お尋ねいたします。

企画財政課長 ご指摘のように、この実質公債費比率につきましては、健全化判断比率に用いられますとともに、地方債の協議・許可制度においても基準として用いられます。

地方債を発行する場合、現在は県との協議制という形になっておりますが、この実質公債費比率が18%を超えますと、許可制という形に移行いたします。ただ、協議制から許可制に移行したからといって、地方債の発行が抑制されるところまではまいりません。あくまで手続上、協議している形の書類が許可という形の書類になると。しかしながら、一般的には許可団体という呼び方になります。

例えば、25%を超えますと、同様に地方債についても許可が制限を加えられるということにはなってまいります。

- 6 番 協議から許可に変わることではさほど影響はないという答弁だったと思いますが、いずれにいたしましても、20年度末の町債の残高、借金の総額ですけれども、全会計合わせますと、200億5,200万円ほどになるかと思えます。町民1人当たりの借金にしましては、101万円になりますので、ちなみに、姫路市の1人当たりの借金は76万円ですから、それに比べても30万円ほど高額になってございますので、できるだけ全会計で町債の残高が減少するような方向で、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、将来負担率についてお尋ねしたいと思います。これは将来本町が町債等をどの程度負担できるのか、将来の安定度をあらわす比率でございまして、一般会計の地方債の残高あるいは公営企業や一部事務組合の町債の残高のうち、一般会計から負担すべき額、さらには職員の退職手当の見込み額等から充当可能な額を控除して算出された比率でございまして、将来の安定度比率と言っても過言でないと思えますが、本町の場合は189.8%、1年前の19年度は164.5%で、1年で25.3ポイント悪化しております。この要因について、どのように評価されているのか簡単にご答弁をお願いいたします。

企画財政課長 将来負担比率が前年度と比較しまして25.3%上昇をしておるわけですが、この要因といたしましては、下水道事業債が当然前年度から11億円ほど増えておりますので、こういった全体の地方債残高が増えているというのが一つの要因ではございます。

もう一つの要因につきましては、この下水道事業債の残高につきまして、この将来負担比率を算定する場合に、どれだけの割合が対象となってくるかというところが問題になるんですけども、これが年々高くなっていると。これはあくまで実質公債費比率の算定においても同様なんですけども、そういった算定の割合の基準

を総務省がかなり厳格にできてきております。そういった要因がございまして、算入する割合が高くなってきたというのが大きな要因でございます。

今後は、この下水道事業債につきましては、まだしばらくの間、増加していく見込みです。この下水道事業債に係ります公債費の償還に対して、下水道の使用料で賄える部分が多くなりますと、一般会計が負担すべき額は大きく増えないわけで、率も上がらないわけですが、使用料収入で公債費償還に充てられる額が多くならなければ、先ほど申しました算入割合も高くなって、将来負担比率につきましても、まだ少し高くなっていくのではないかと考えております。

議 長 質疑中でございますが、しばらく休憩いたします。再開は10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時30分

再開 午前10時50分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかにございませんか。

6 番 次に、昨秋以降の景気の悪化によって、税収等が相当減少しているんじゃないかと思いますが、特に固定資産税とか、個人町民税は余り影響ないと思いますが、法人住民税は企業収益の減によって、前年と比較してどれぐらい影響が出ているのかお知らせ願います。

税 務 課 長 20年度と19年度を比較しますと、町民法人税につきましては、730万円の増収ということで、20年度におきましては、そう影響が出てないのではないかと考えております。今後の状況ですけれども、平成20年度見込みの4割を減といたしまして、21年度予算を計上させていただいております。この21年度の4カ月間の状況を見てみますと、それ以上の減収となっておるとというのが実態でございます。

また後にご審議していただく、21年度の補正予算で4,900万円の税還付をお願いしているというのが実態でございます。

6 番 19年度と20年度については730万円増で余り影響がなく、むしろ増額になっていると。ただ、今年度については、当初予算でそういった事態を予測されて、予算上では4割減を見込まれているとの答弁でございましたが、20年度と今年度の上半期について、どれぐらいの減少か、金額がもしわかるのであればお教え願いたいと思いますが。

税 務 課 長 6割ぐらいになると思います。

6 番 今年度は6割減、もうかなり大きな減少になっております。今年度も法人住民税が減少しておりますけれども、それじゃあ、ことしの景気が悪いものですから、来年度はもっと、その影響を受けて、来年度の法人住民税はことし以上に減るんじゃないかと危惧するわけでございますが、これは企業の景気が回復するのを待つ以外、手だてというものはないものなんでしょうか。

副 町 長 政府が変わりました。そういう関係も含め、今、景気が悪いわけでありましたが、地方の財政運営といった行政サービスの一定水準は守られなければならないと、このように考えられています。そういう関係から、政府が行います地方財政規模といったようなものは一定の部分で確保されるものと思っております。

6 番 いずれにいたしましても、歳出はもとより、歳入につきましてもかなり難しい

問題があろうかと思いますが、第二の夕張市や泉佐野市にならないためにも、今のうちから事業の選択とか、あるいは効率的な予算執行を図るなどしながら、将来的にも持続可能な健全な財政構造を構築すべきと考えます。

17年度に本町が策定されました第3次行政改革が5カ年計画で、この21年度が最終年と聞いております。そこで、今年度中にその計画に対する実施評価、さらにそれを踏まえた次の第4次の計画を策定すべきと思いますが、今後の予定等、あり方をお聞きいたします。

企画財政課長 行政改革大綱及び実施計画につきましては、現在見直し作業に着手をしております。ご指摘のように、まず現計画の進捗度と申しますか、検証、これを行っておるところでございます。その上でまた新たな項目等も選別しながら検討をして素案の策定を行っていきたいということで現在取り組んでおります。

6 番 次に、最後ですが、滞納状況についてお尋ねをいたします。

この問題は、毎年、決算期に多くの議員から質問されていると思いますけれども、それゆえ重要な問題でございますから、改めて質問させていただきます。

町での滞納額の総額を見ますと2億1,463万円、国民健康保険税では1億4,570万円、上水道使用料など1,185万円、その他、介護保険等の特別会計を含めると、4億3,132万円にもなります。この滞納額のほかに、学校の給食費あるいは各種貸付金など、すべての徴収金に対する滞納総額はどれぐらいの金額になるのでしょうか。

企画財政課長 先ほどご指摘されました部分につきまして、それらを含めまして総額が4億3,132万円になっておると認識をしております。

6 番 そしたら、その4億3,132万円というのは、町税、それから国民健康保険税、それから特別会計、それから企業会計の合計だと思っておりますので、それ以外にも、住宅貸付返還金、その他各種使用料の徴収未済、もろもろの徴収金を含めたらどれぐらいになるかとお尋ねしているんですが。

企画財政課長 4億3,132万円の中に、例えば住宅使用料で約860万円ですとか、住資貸付の元利収入の約3,400万円ですとか、給食費の380万円、こういったものを含んでおります。

6 番 これらの徴収事務を担当する職員のご苦勞と困難性は十分理解しておりますけれども、受益者負担の原則を、また負担の公平性から滞納額の減少には努めていただきたいと思いますが、実効性のある手段はどのようにとっておられるのか、お聞かせください。

副 町 長 滞納整理対策委員会の長は、私でありますので、私の方から答弁させていただきます。

20年度におきましては、住宅明け渡し訴訟でありますとか、また民事調停でありますとか、また給食については、支払督促をかけていくとか、そういったような法手続をとらせていただきます。

21年度におきましても、また同じく、このたびお願いしております住宅使用料に関する部分の明け渡し訴訟、また学校給食費については、少額訴訟等も考えております。

下水道課等については、支払督促といったような形で法的な手続をとっていかうという考えで対応したいと、このように思っております。

6 番 関係課で組織されます滞納整理対策委員会ということで、非常に督促あるいは明け渡し訴訟等でいろんな方策をとっていただいていることは、本当にご苦勞は多いと思いますが、なおかつ滞納がある場合につきましては、やはり差し押さえ等の法的手段も含めて、対応する必要があるかと思いますが、非常に専門性を

有する問題でございますので、場合によっては税務署のOB職員を嘱託雇用されるなどして、できるだけ専門的に、あるいは効果的に対応がとれないものか、そのあたりのお考えをお尋ねいたします。

副 町 長 県税滞納もでございますので、県税事務所とも対応しながら当たっていききたいと、このように思っております。

また、税を含めまして、差し押さえは、それぞれの分野で財産をお持ちの方についてはもうやっております。

議 長 ほかにございませんか。

5 番 決算報告書116ページの農林水産業について、方向づけをお聞きしたいと思います。

農業は日本の国の1次産業、一番大切なものであると私は考えております。その中において、1次産業がすたれば、2次産業、3次産業と影響が出てくるということで、福崎町内においては、いろいろと努力をさせていただいております。その中で、課題として取り上げておられるのは、16ページの一番上の担い手の育成の確保を研究課題として、行政、普及センター、農業団体等の機関を連携して、認定農業者、営農組織の育成またはリーダー研修を行うということが書いてありましたが、20年度において実際、どのようなことをやられたのかお伺いしたいと思います。

産 業 課 長 認定農業者や営農組織の育成またはリーダー研修ということで、県等が行っている研修会等に、そういった方々の参加をお願いし、研修に参加していただきました。

5 番 養成はされたと思いますが、結果としてどのようなことがあったのか、またどのようなメリットが出てきたのかお伺いしたいと思います。

産 業 課 長 この営農組織、また認定農業者の育成またはリーダー研修につきましては、現在、ある地域で営農組織を立ち上げようと、そういった集落等が生まれてきておるところでございます。この研修により、そういった地域が増えてくればと考えております。

5 番 部分的な話になるわけですが、担い手の育成、これも必要なことだと思います。その点について、これはこうしてるんだという特記事項がありましたらお教え願いたいと思います。

産 業 課 長 特記的などということではございませんけれども、やはり町独自で行うにも、なかなかそういった農業に関する直接的な技術者はおりませんので、やはり県の農業改良普及センターにお願いをいたしまして、各集落、また担い手農家になられるような方につきましては、研修、また現地へ行っていただいて、研修と助言をいただいているところでございます。

5 番 町もいろいろと努力していただき、ありがとうございます。実際の研修の場に参加したことがないので、何回ぐらい実施されたのか、説明をお願いします。

産 業 課 長 リーダー研修等につきましては、郡内統一で、県が主催で実施し、参加していただいております。昨年は3回ほどだと聞いております。

5 番 ありがたいことだと思います。ちょっと戻りまして、113ページ、農業委員の方々が暑い中、また寒い中、1年を通じてパトロールしていただき、放棄田の防止ということでいろいろと力を入れていただいております。そして、1年間に13回、昨年ですけども、実施されたということですが、その中で特に問題点等がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

産 業 課 長 この農地パトロールにつきましては、農業委員の中で当番制を敷いて、毎月実施しているところでございます。その中で、今、全国的に問題になっております

が、放棄田についての現況調査を昨年度は行っているところでございます。

- 5 番 放棄田という項目が上がっておりますが、それを改善するためにはどのような施策があるのか、また町としてどのようなことを考えておられるのかお聞きしたいと思います。

産業課長 放棄田対策につきましては、全国的な取り組みとなっております。本年度の予算案の中でも、農林水産省で、耕作放棄地等の再生利用対策交付金というのを用意して、耕作地に繁茂する木を除去し、農地に戻すといったことに助成をするという方向で進んでおります。そのために、この放棄田の位置関係の現状を昨年度、町内で調査したところでございます。

- 5 番 いろいろと努力していただいていることは大変感謝いたします。しかし、農業費の中で不用額が400万円ほど出ております。こういう額が出るということは、一工夫足りないかなと考えているんですが、その点いかがでしょうか。

産業課長 農業費につきましては、農業委員会費の不用額は19万円でございます。本年度に農業委員にいろいろと現地確認等をしていただいたところでございます。農業委員会の事務をする中では、農地の移動、また転用等につきまして、若干減る傾向にはあると考えております。

- 5 番 運用面について、いろいろ考慮していただきたいと思います。

次に、有害鳥獣の件について、お伺いします。一般質問でもお伺いしたいと思っておりますが、その前に、この場でもお聞きしたいと思います。

毎年毎年有害鳥獣が増えつつあります。その中で、山間地の方ではいろいろと問題が生じています。その中で、年々予算も減りつつあり、ない中でのやりくりですから、本当に難しいとは思いますが、その点、どのように今後対処していかれるのか、お聞きしたいと思います。

町長 農業施策を考えるという場合、一番大事なことは農家の皆さんが農業をやって儲かるというふうに受けとめられるかどうかということなんでありますが、今、国の状況では、なかなか農業を工業との引きかえで、それを犠牲にして工業生産を向上させようというふうに立場をとっているわけなんです。ですから、価格保障も十分にやられておりませんし、農地に対する、あるいは林、森に対しても十分やられていないということでもありますから、私たちが一番やらなければならないのは、国においてFTA、すなわち外国との関係で、どのように日本の食料をしっかりと守り、世界の食料をどう守るのかということを実際に考えてほしいということをお聞きしたいというところが最大の課題だというふうに私は思っております。

食料が不足しているときは、猫の額ほどの小さな農地でも耕して、サツマイモや大根を植えたという時代があるわけですから、農家の皆さんが何ぼつくってもひとつも儲けにならないという意識が、どんどんどんどんはびこってまいりますと、放棄田というのは、これからも続くであろうと思います。それを町費でもって全部やるというのは、なかなか難しいわけでありまして、そういうふうなところにも予算を回せという運動を地方から上げていくことが今後一番大事な方策ではないかと、私はこのように考えております。

- 5 番 町の考えはよくわかりました。今後よき指導をしていただきながら、我々もそれについていきたいと、そして努力したいと考えております。

1次産業がすたることなく、福崎町も繁栄するように考えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかにございませんか。

- 3 番 1点だけお尋ねをいたします。

20年度決算審査意見書、監査委員によります意見書の4ページの総務費の一番下に、新地方公会計制度の実施に当たり、財務諸表4表の早期作成と公開に向けた努力をされたいと、こう指摘されているわけでございます。

早速に、9月2日に総務文教常任委員会の資料を見ましたら、それが提示されているわけでございます。わずか、早期言いましたら、わずか1週間の間にそれをつくられて、公表されたと、このようになっているわけでございますが、なぜ決算審査のときには提出されなかったのか、お尋ねします。

企画財政課長 前回の総務文教常任委員会で報告しておりますのは、例年作成しておりますバランスシート、行政コスト計算書、この2表につきまして報告をさせていただいております。

別の方向としまして、国レベルでは4表を早期に整備しなさいという指導が来ております。これにつきましては、現在職員、県主催の研修会等に参加をしながら、勉強している最中ございまして、その4表について早期に整備をしてほしいという意見が出されているというところでございます。

3 番 平成18年3月31日に、総務省の通達によりまして、人口3万人以上は3年の間に、人口3万人以下の市町村は5年にということで、まだ時間はあるわけですが、またこの財務書類に関しまして、三つの方法があるように聞いております。総務省方式、総務省改定方式、東京方式とこの三つがあるかと思いますが、今現在で総務文教常任委員会に示されておられますのは、総務省方式が採用されていると、このように見ているわけでございますが、できますれば、多くの自治体が総務省改定モデルを使用されていると、こういうことなので、そういう方向に向けて研究されているかということをお尋ねいたします。

企画財政課長 現在考えておりますのは、総務省の改定モデル方式で作成するように考えております。

3 番 期待するのは、来年度にはこの改定方式で表示していただけるでしょうか。

企画財政課長 対象とする範囲をどこまで広げるかという、非常に大きな問題があるかと思えます。福崎町の会計のみで、まず第一段階したいと考えております。これを連結した、例えばもちむぎ食品センターまで連結した4表というのは、そこまでできますという答弁は、なかなかこの場ではできかねます。

3 番 自律の町を目指すということで、町長があいさつをされたと思います。その中には、情報開示と職員の能力の向上を言われておられました。この財務書類につきましては、情報開示の最たるものかと、私はそのように認識しております。自律の町を目指す限り、できるだけ早く正確な財務諸表をつくっていただきたいと、このように要求しておきますので、よろしく願います。

議 長 ほかにございせんか。

9 番 8月30日に衆議院選挙がありまして、皆さんよくご存じのように、4年前の状況とは全く違う結果になりました。今後は、組織等々も人事を含めて今進んでおるようでございますけれども、報道によりますと、我々国民は一度政権を交代してもうてもええなど、しかし一抹の不安があるなど、うまくやっっていけるのかどうかというようなのが現状ではないんかというふうに思います。

先ほどからも、質疑の中でもありましたように、昨年度から非常に大きな経済不況が起こりまして、国内でも、もう底を打ったというふうな一部指標も出ておるようですが、相変わらず雇用の面では失業率が上がっておるという状況で、我々としましては、非常に不安が大きい。町民の皆さん方も不安が大きいんではないんかと思えます。

そんな中で、私は20年度の決算の諸表を見るに当たりまして、予算編成の段

階で町長がどういうことをおっしゃっておられるのかということも見てみました。金曜日の冒頭で町長がごあいさつをされておりますので、ほぼお話しになっておられると思うわけなんです、町政の役割として住民の福祉の増進を図ることを基本として云々と、福祉とは町民のいのち、くらし、人権を守ることと理解をしております。この趣旨を徹底するために、町長は自律のまちづくりを呼びかけておられると、私もよくお聞きをしました。そのためには、情報公開と個々人の資質の向上が非常に重要だと、こういうことを冒頭に所信表明で、去年の3月に言われておりました。

そのために、情報公開と個々人の資質の向上というところから、福崎町の現状をしっかりと把握することが大事だと言われております。

そういうところを少しばかり検証したいと思いますので、議長が言われる報告書の何ページとか、決算書の何ページとかいうのはございません。私がお聞きをしたいのは、町民の皆さんが一番お考えになっておるのではないかとということで、次世代に引き継ぐ資産、福崎町の20年度決算で、どの程度あるのかということをお聞きをしたいと思います。

それともう1点、先ほどから町債残高のことも出ておりますが、次世代に負担を先送りするということになるわけですし、すなわち借金残高が、実際に町全会計で幾らあるのか。これはできたら全会計にわたってお示しを願いたいと思いますので、あすの決算の委員会でも結構ですが、資料をお示しいただいて、見せていただきたいと思います。あわせて、きょうは答弁をお願いしたいと思います。

企画財政課長 決算後におきます資産がどれくらいあるのかということなんですけども、この資産の把握につきましては、前回の総務文教常任委員会でも報告させていただきましたバランスシートで見るのが今の段階での方法かと思っております。20年度の福崎町全体のバランスシートで申し上げますと、資産総額につきましては、約494億円となっております。

それから、一方、地方債の残高でありますけども、これにつきましては、このたびの議会の企画財政課資料に会計毎の残高をお示しをしております。企画財政課資料の13ページをご覧くださいますと、それぞれの会計ごとに前年度末の残高から20年度末の残高をお示しをしております。総額で申し上げますと、200億5,195万円という残高となっております。

9 番 いや、それは見たんですが、200何億の中に、国からの地方交付税で出てくる分もあるでしょうから、それを差引いたものをお聞きしたいと思います。

企画財政課長 それでは、この平成20年度残高200億5,195万円に対して交付税算入が見込まれる部分を差し引いたものということで、また資料を提出させていただきます。

9 番 そういようなお願いをしておきまして、次に経常的な行政サービスにかかったコスト、これはどの程度か。

それと、そのうち受益者負担でどの程度が賄われたか。これをお聞きします。

企画財政課長 ちょっと具体的な数字は、今手元にございませんで、その辺もあわせて提示をさせていただきたいと思っております。

9 番 それじゃあ、提示をしていただいてからお尋ねをしたいと思います。

先ほども質疑にございませんで、収入未済額についてお尋ねをしたいと思います。昨年もお聞きをしました。私は、こういうふうな歳入が多くどんどん右肩上がり伸びていくような事態が予想できない時代であるだけに、この辺のところは非常に大事であろうと思っております、これまでにもたびたびお尋ねをしておりますし、私の考えるところも述べておりますので、よくご承知おきをいただ

いておると思っております。

まず、町税のところでございますけれども、報告書の15ページ、町税ということで、解説がございますけれども、その一番下の行、今年度は滞納整理対策委員会を組織し、関係課により効果的な滞納対策に取り組みましたと、こういう記述があります。

私がお聞きをしたいのは、関係課により効果的な滞納対策に取り組みました、この関係課により効果的な滞納対策、これがどういうものであったのかお尋ねをしたいと思います。

税 務 課 長 この滞納整理対策委員会の効果的な滞納対策ということでございますけれども、まず、法的な措置をしたというのはもうご承知のとおりです。それ以外では、関係5課で、情報を共有いたしましたして、この方については、直接合同で徴収に行くとか、個々のいろいろな状況を点検いたしましたして、合同徴収いたしました。結果、徴収の効率化が図られたと理解をしております。

9 番 情報を共有したということですが、見せていただきますと、税を見てみますと、前年度よりも増えておるといのがよくわかるわけなんです。ただ、調定額が増えたから増えておるといことだろうと私は思っています。見た限りでは。

それでは、実際に、この町民税を見てみますと、現年度分が14億51万7,000円、滞納分が619万1,000円というふうになっています。固定資産税、軽自動車税、たばこ税の合計を見てみますと、現年分が33億7,126万8,000円、繰越分が2,211万4,000円となっております。

ちなみに、19年度はどうだったんだろうと見てみますと、合計が現年度分が33億1,724万9,000円ということで、これは先ほども言いましたように増えております。滞納分は2,725万9,000円、19年度は入っております。こういうところからすると、滞納の関係に対する取り組み、それがどの程度できていたんだろうかと思いました。現年度分に一生懸命で、滞納分が手ばかりになったのかどうかわかりませんが、いろいろと町長さんも先ほど答弁もしておられましたけれども、いろんな取り組みをなされておるのはよく承知をしておりますけれども、実績が大事、すべてとは言いませんが、大事でございますして、実際に数字を見てみると、こういうふうな状況になっておる。

ちなみに、住宅家賃見てみましても、滞納額の合計が増えております。19年度の末が855万4,200円だったものが、863万2,400円。滞納額そのものが増えているんです。

給食代も、203ページの滞納繰越の収入状況のところ、滞納額及び件数が出て、202ページには滞納額がはっきりと明示をされております。このようなもの見ますと、どういうふうにお進めになっておるのかと思えますね。

それともう1点、これは最初に申し上げるべきことなんですが、この収入未済額とか、不納欠損とか、諸々のことに関してなんですが、たしか監査でも指摘があったと思いますが、各課のフォームも、報告する場所も、まちまちで、例えば住宅家賃なんかは説明資料を見ないと出てこないということになってございます。私はそもそもその辺が一番おかしいのではないかと。果たして滞納整理委員会がきちんと機能しているのかというふうに疑問を持つわけなんです、その辺については副町長、どうですか。

副 町 長 監査委員の指摘どおりでありまして、これらにつきましては、様式等を統一しようという考え方を持っております。

また、滞納額が前年から増えておるのではないかとご指摘でございます。まさにそのとおりでございます。ライフラインを含めまして、こういった滞納者

につきましては、多重債務者と同じく、それぞれのところで滞納を繰り返し行っております。それらについて非常に苦慮しておる関係もありまして、法手続をとらなければならないと。また、新たな不納欠損といったものをこしらえない、いわゆる時効中断であるとか、そういった事務の手続をきちっと踏んでいこうという考え方で今対応しております。

- 9 番 一生懸命皆さんが取り組みをしていただいているのは承知しておるんですが、先ほど言いましたように、現在の状況を考えると結果が大事だということを思いますし、公平性ということから考えますと、厳正に対処をしていくということが私は大事だろうと思うわけです。そういう意味から申し上げておるわけですが、それではまず町税についてお聞きをしたいと思いますが、説明資料には高額滞納者とその金額が出ており、もろもろの資料があるわけなんですけど、町税の滞納者の件数が、私が思いますのは、例えば、5万円未満と、5万円から10万円未満、それ以上、私は取り立てをする場合に、相手さんもあることですから、なかなか法的に訴えをしても、すぐにすべてが回収できるというふうにはならないことはよくわかつたわけですが、金額によってその方法が違うと思うんです。すべてを含めまして、分類、今言いましたような5万円未満、5万円以上10万円未満、15万円でもいい、それ以上というふうな分類ができていたら答弁してください、どのようになってますか、比率は。

税 務 課 長 分類別の滞納者の階層いうんですか、その資料は今できておりません。ただ、言えますことは、やはり所得が100万円から150万円以下、こういった方の滞納が多いように思います。

- 9 番 所得が低い方の滞納が多い、まあそうだろうと思いますね。実際に食べていかんといけませんからね。そういうこともあるんでしょうが、私が前にも申しましたけども、できるだけ早くこちらの方もアクションを起こして、大きな金額になる前に、その人その人の経済力に応じて判断ができると思いますので、早く対処をするということが、納税側にとりましても私は親切だと思うんですね。福崎町は厳しいこと言うなと言われるかわかりませんが、それは一時の話で、実際にみんなが税の負担をするということが大事です。ですから、例えば5,000円なら5,000円、3,000円なら3,000円、それが2カ月ぐらい続いたら、徴収に行って、税金等をいただいでくる。いついつ払いますということでも、できるだけ金額が少ない間に、対処をして進めていくということが細かくできせんと、大きな金額になってから言いましても、なかなか支払っていただけない、支払えないと。だれでもそうだと思うんです。そういうふうな意味で、お聞きしたんですが、一度、その辺を今、どんな分類をされているのか、それもまず聞いとしましよう。

税 務 課 長 実は、19年度分、したがいまして18年分の所得については、調査しているのですが、この20年度決算につきましては、まだこの調査はしておりません。

18年分の所得におきましては、先ほど言いましたように、一番多い階層が100万円から150万円の間の所得の滞納者が多いという数値が出ております。やはりゼロから150万円以下の方の割合が多いということです。

- 9 番 今言ったようなことも参考にさせていただいて、早急にお調べをいただいて、お示しをいただきたいと思います。その方が、私は滞納対策整理委員会でも話が進めやすいんじゃないかと思っておりますので、申し上げるわけです。

次にお聞きをするのは、この不納欠損です。報告書の5ページ、一般会計で、20年度の町税で2,321万3,982円の不納欠損で、理由は説明資料を見せいただきました。その上に、不納欠損で落とした上に、2億1,463万6,3

77円滞納額があるということですね。

ちなみに、去年を見てもみますと、不納欠損が1,912万7,770円。収入未済は2億2,314万465円ということで、収入未済額は減っております。したがって、不納欠損は増えておりますけれども、全体に未済額としては減っておるというふうなことで、税務課の職員の努力だろうなどと思っているわけなんですけど、一つ不思議に思いますのは、これまでも不納欠損の額が出ておまして、どこかの資料に、たしかずっと何年間かの不納欠損の額が出ておったように思うんですけども、収入未済額は、町税を見ますとほぼ2億幾らという状況の中で、不納欠損の額にばらつきがあるんですね。私はこの不納欠損の認定をどういうふうにしておられるんだろうということを思うわけです。どうしてこんな毎年毎年、大きく金額が変わっていくんだろうというふうなことを思うんですね。

まず、じゃあお聞きしましょう。2億1,463万6,377円、収入未済額の中身は全部21年度以降に税として回収できるものなのかどうなのかということをお聞きしましょう。

税務課長 先ほど、副町長が申しましたように、新たな時効をつくらないということで、滞納委員会でもそういうことで話をしております。この収入未済額につきましては、執行停止とか、差し押さえ等、法的な手段、そういったことを行いまして、できるだけ回収するように努力しようと、税だけではございませんけれども、そういう方向でいきたいと考えております。

9番 それは前の質疑の答えですよ。今、聞いているのは、収入未済額、調定額がありまして、収入済額がある、その次に不納欠損額があり、収入未済額がある。この収入済額と不納欠損額と収入未済額を足したら調定額になるわけですね。そうすると、私がお聞きしているのは、20年度は2,321万3,982円不納欠損で処分をされておるけれども、一番最後の収入未済額と書いてある2億1,400幾らの中に、回収が不可能である可能性のあるものはあるんですか、ないんですか。それをお聞きしとるわけです。

副町長 不納欠損のあり方ではありますが、この収入未済額の中には、当然回収できないようなものがございます。いわゆる時効を迎えておると、こういったものにつきましては、特定の個人や法人からクレームがきますと、非常に行政も対応しにくいといったような事柄もございます。

近年の不納欠損の状況は県民税を別とした形の中では、19年度の2,570万円程度、18年度では1,480万円、そういう形では、質問議員の言われるとおりばらつきがございました。20年度以降の欠損予定等につきましても、時効の全額をある程度予測しながら、不納欠損をさせていただき、次年度以降に繰り越さないといったような形を整えたいと思っております。

また、この19年度、20年度を踏まえ、金額的にはこれぐらいの金額をもって三、四年程度で精算するような形で求めていきたいなど。しかしながら、その内容等については、まだまだ精査しなければならない部分もございます。

法人町民税、個人町民税、特別徴収、納付誓約等、時効となっていた税を中心に欠損をやっていきたいという考えでおります。

9番 回収の不能見込額、これは先ほども財政の4表の話がありまして、企画財政課長がお答えになっておられましたけれども、総務省の改定モデルですと、この回収不能の見込み額というのが出ておりました。ですからもう間もなく、そういうふうなものをきちんこのバランスシートの中に盛り込んでいくという必要性があるわけですし、やはり、そういう練習もしといてもらいませんと、やっていこうとすると、それなりに準備が要ると思うんです。限られた人数の中でやられる

わけですから、一気になかなか進みにくいだろうと思いますので、今、そういうふうなことを申し上げておるわけです。

例えば、バランスシートを見てみますと、20年度の資産のところを見ましたら、流動資産8億2,801万3,000円となっています。未収金が2億6,140万円となっています。財政調整基金なんか見ておりましたが、また20年度も7億を食っておるという状況の中で、心して、この回収をやっていただくということでありませんと、私は、そもそも基金が財政力等々、公表されておる数字から見てみましても、私は基金そのものが福崎町は少ないんではないんかということをおもっておまして、そういう意味からも、回収を進めていっていただくということが大事だろうと。何年置いとってもしつこくつきませんしね、基金はみんなちゃんと利子が、どの基金に何ぼ利子がついたというのは、ちゃんと歳入の項目で出ておりましたけども、こんなもん利子がつくということはありませんので、全職員の英知を集めて、実際に実行していただいて、繰越しを少なくしていただくという努力をお願いしたいと思うんですが、副町長、どうでしょうね。

副町長 当然、そういった事柄も考えられます。しかし、この未収金につきましては、相手方もあることでありますし、相手の財産等も含めてどのような対応のあり方、いわゆる差し押さえ等をやっても、それが換価できるかどうか、こういったような難しさもござります。最終的には現金化をして、その分を入れていただくといったような形が一番いいのでありますが、それらも、先ほど税務課長が申しましたように、全体の収入が低い方に滞納者が多いと、こういうこともござります。生活困窮者からなかなかこういったようなものを取り出すことは非常に難しい。

また、ライフラインを含めた中での滞納者が多いということになっておりますので。それであとライフラインを滞納される方は、必ず税にも行き着くといったようなことになっております。しかしながら、これも質問議員が言われたことでありますが、いわゆる滞納者のところへ足を運ぶ、職員が徴収事務の中で汗をかくと、これが一番徴収に対応する一番の手段かなというふうには思っております。

9番 なかなか、息子と一緒になくなりませんので、それはよく承知をしておりますので、できるだけ、少なくとも一番最初に言いましたように、繰越額が前年度より増えるというのは、私は問題やと思うんです、実際に。どんな事情があるにせよ。そういうことを申し上げて、同じく歳入を増やしていくという観点から、資産についてお尋ねをしたいと思っております。

決算書の236ページ、公有財産が出ておりますが、235と6ページの上の部分、公有財産の普通財産ということで、これの明細、それはどこかに資料として出ておりましたか、私よう見てないんで、お聞きをするんですが。

企画財政課長 236ページの普通財産の明細ということでしょうか。この明細につきましては、出しておりません。

9番 出てないわけですね。おかげで10年ほど議員させてもうて、これまでも何回かそういうことを申し上げとんで、次、何言うやろぐらいなことはわかってもらとるやろと思うんですが、その明細、宅地と原野ですね、それぞれ町が公金でもって手当をするわけですから、目的があって購入されたものと承知をしておるわけですが、例えば、その当初の目的が終わらして、普通財産になったようなものが幾らかあるんではないのかと思うわけです。それとか、今、例はすぐには思い出せませんが、当初の目的はこうやったけども、なかなかまだその執行までに至っていないというものがあるんではないかと思うわけなんです、この普通財産、面積が出ておまして、金額が出ておりませんけれども、この中に売却可能な資産は幾らぐらいあるのかお答えいただきたいと思っております。

企画財政課長 現段階におきまして売却可能資産が幾らあるかというところの整理はできておりません。

先ほどご指摘のございました4表の整備の中で、改定モデルの中にはそういった項目もございますので、今後そういったものも含めて整理をしていきたいと思っております。

- 9 番 全体のまとめができていないということであれば、企画財政課長がこの普通財産を管理されておって、売却可能であろうと思われるような資産は、何点でも結構ですから、どんなものがありますか。当初予算に売却する予定で予算組んで、それが執行されていないというものは、ここに何ほかあるんですか、もし記憶にあれば答弁してください。

企画財政課長 まず、統合しました旧保育所、福崎保育所、それから福崎南保育所、これらにつきましては近々に処分したいと考えております。

- 9 番 結局、先ほどの課長も答弁されましたように、新しいバランスシートをつくっていうところで、そういう必要性が出てくるんだろと思うわけです。いわゆる遊休資産と言われるもんだと思うんですが、目的があって、目的を達して、なおかつそれが終わって処分してもいいというものは、できるだけ処分をしていただいて、民間にでも活用をしていただき、町の税収が増えるような活用方法を考えていただくと非常にいいんじゃないかと思っております。そういう意味で申し上げておるわけですし、それと、資産の評価ですね。簿価と時価の差額があるかと思うんです。最近、日本の土地は下がるばかりで、全体に。福崎町の場合、別に売るわけやないから、僕は何ほでもええねんと言え、そうなんですが、特に新しいバランスシートで評価をしていただくということになりますと、やっぱりこの辺は非常に重要だろと思っておりますので、この辺については、把握をされておるのか。おらなければ、どういう方法でもって今後、いつ頃までにどのように進めていこうとされておるのかお答えをいただきたいと思っております。

副 町 長 言われておりますように、普通財産の中には、いわゆる売却可能なものがございます。これらにつきましては、今までのあり方といたしましては、当該所管の委員会等に報告し、これらを売却していきたいという報告をしておりました。しかしながら、相手方にもいろんな事情があり、元の所有者等の意見等がございまして、なかなかそういう形にはとれなかった部分もございます。

今、企画財政課長が、旧の福崎保育所や福崎南保育所については売却していきたいということであります。そのような事柄も含めまして、今の普通財産の調書を所管の委員会に示しながら、再度そういったものを売却してもいいのかどうかといったような事柄も諮っていききたいなというように思います。

あとの1点、簿価であるとか、時価であるとかと、こういった中での財産価値部分をどのように求めていくのかということですが、一つの方法としては、税が引いております路線価、こういった事柄も一定の方向ではないかと、このように思っております。

議 長 質疑中ですが、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

◇

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第50号、平成20年度福崎町一般会計歳入歳出決算認定について何かございませんか。

- 9 番 決算書の196、197ページの社会教育費、社会教育総務費の給料のところ  
です。嘱託給3名分、483万6,000円という事実があるわけですが、この  
中に、財団法人の柳田國男・松岡家顕彰会へ派遣している嘱託職員の給料が含ま  
れているのかどうかお尋ねします。

社会教育課長 この分には含まれております。

- 9 番 含まれているという答弁でございます。そうしますと、よくご存じだろうと思  
うわけですが、神戸市や兵庫県では住民団体から提訴されまして、返還の裁判が  
あったところです。

法も変わりました、外郭団体の派遣職員の給与は自治体が直接支給することは  
禁じられているが、地方自治法で公益上の必要性を満たせば、補助金支出が許さ  
れる。また、12年4月に施行された公益法人への地方公務員派遣法で、条例を  
定めれば支給が認められるとなっております。こういう法律のもとで、福崎町で  
は、公益法人等への職員の派遣に関する条例ができていますのはよく承知しており  
ます。

この条例の第6条を見ますと、第2条に規定するもののほか、この条例の施行  
に関し、必要な事項は規則で定めるとなっております。これは最近の見直しは、  
附則のところ平成18年12月18日、条例第33号、この条例は平成19年  
1月1日から施行するという記述がありました。

この財団法人柳田國男・松岡家顕彰会への派遣について、この規則に明記され  
ているのかどうか、教育長、答弁をお願いします。

教 育 長 詳しく明記されておるかということのは、よく調べておりませんので、また  
後で確認したいと思います。

副 町 長 明記しておりません。

- 9 番 しておりませんね、私も見ましたけれども、社会福祉協議会と株式会社もちむ  
ぎ食品センター、福崎町商工会というふうな記述でした。ということは、例えば、  
住民団体からこれはおかしいやないかということになると、どういうことになる  
んでしょうね。

副 町 長 人件費計上のあり方でありますが、非常に苦しい答弁になろうかと思  
います。しかしながら、財団法人における役割、福崎町のオールドタウンである辻川  
という観点から含めて、人件費は省けないところであり、行政の遂行の上、また  
今後の財団法人のあり方から含めまして、一般会計で計上させていただきました。

- 9 番 これは法にもいわゆる公益上の必要性と、今副町長がご答弁になったことが、  
その説明だろうと思うんです。派遣をされることについて、私は異議を申し立て  
ておられるわけでもないし、そうお聞きをすれば、納得できる部分があるわけ  
です。また、そのとおりだろうと思うんです。ただし、派遣をするのに、法には  
条例に定めてあったらとなっております。その条例にも、条例は規則で定めると  
ある。しかし、規則に書いてないということであれば、一体全体なにを盾に行政を  
進めておられるんだろうと思うんです。

たしか私、予算のときにも、少し触れたと思うんです。どうですか。

副 町 長 朝と夕方の30分ずつを顕彰会業務として、残りを町業務とするという形  
でこの嘱託職員は仕事に当たっていただいております。朝と夕方の30分ずつとい  
うのは、記念館の開場であるとか、閉場であるとか、こういうものを想定してい  
るわけでありますが、それと同時に、全体として歴史民俗資料館の嘱託職員、ま  
たこの社会教育課における専門職としての嘱託職員、こういう位置づけで町の職員

として業務に当たるといふ形を整えております。

いずれにいたしましても、最終的には財団法人がそれぞれの一定の方向性が出てまいりますと、町の業務としての関与は、これは免れないところでありまして、そういう観点を含めまして社会教育課の専門職員といたしております。

- 9 番 この決算の報告書を見ましても財団法人については、いつも別途、6月に報告書が出てまいりまして、それはよく承知しているんですが、補助金も出してあって、この決算の報告書にも何の記述もない。よくご存じのように、私は社会教育に幾らか、かわりを持たせていただいております、委員会も年に何回か開催するんですが、まずこの記念館についての報告とかは、ほとんどないように記憶しております。したがって、今日ここで聞きをしたということなんです。

ですから、この決算報告書にしましても、先ほどの午前中の滞納の件等々を見ていまして、もう一度、この報告書についても、その内容を作成するに当たって、その辺をよく検討していただいて、現状に合った報告書になるようお願いをしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 副 町 長 監査委員の報告にもありましたように、それらの報告書の記載方法等については、中身などの検討を加えなければならないと思っております。いわゆるその年度における張りのある、特徴ある部分の記載は避けて通れないと、こういうことにもなるかと思っております。会計管理者とも相談しながら、検討を加えていきたいと思っております。

議 長 ほかにございませんか。

- 1 1 番 監査報告にエルデホールについて、次の改修をするときには目的変更を視野に入れて云々というふうに書かれておりますけれども、こういうことはもう可能な段階になっておるのでしょうか。町民の方からも、いろんな意見があるわけで、もしも使用目的の変更というようなことが可能なら、私も町民の一人としていろいろ考えてみたいと思うんですが、ちょっと気になったものですから。

社会教育課長 エルデホールの使用料につきましては、監査委員から監査をいただいたというのは、平成16年度の使用料734万7,220円が、平成20年度で494万8,210円と、非常に大きく額が減っているというようなところから指摘をいただいたかと考えております。

そこで、監査委員にお話をこちらからさせていただいたらよかったです、その原因というのは、まずイベントホールです。

- 1 1 番 そんなこと聞いてない。時間がもったいない。

副 町 長 住民が望むのであれば、その目的等については変更は可能であります。今言われますのは、例えば、この建物を建てたときの財源が地域づくり推進事業といった形で、地域総合整備事業債をいただいております。また、県の自治振等々、県知事の特認の補助金もいただきました。そういう関係で使用用途が定められるのではないかとご質問であろうかと思うわけですが、住民さんが望むのであれば、私どもこの施設、大いに開放したいと思っておりますので、変更は可能であります。

- 1 1 番 そういうことであれば、大いに検討をしてみたいと思っております。

ただ、前々から言っておることですが、ロビーといいますか、展示場等、イベントホール等を含めて町民のさまざまな自主的な活動、文化的な活動をやっておられる団体、個人、さまざまあるわけですが、それらの人たちの作品などを無料で展示を順番にやっていくとか、いろんな企画があればと、提案もよくしたんです。今までも有効な活用方法されていきましたが、もっと有効な活用方法はあると思います。検討を開始してよいということですから、町民的な議論もしたいと

思います。

それから、税収のことがよく議論になっておりますので、お尋ねをいたします。個人町民税がぐっと増収になっていますが、この原因は一体どこにあるのかお聞きをいたします。課税客体、すなわち納税者の大幅な増によるのか、税率のアップによるのか、あるいは町民の所得が大幅に上がったのか、いろいろ考えられますが、どこにありますか。

税 務 課 長 基本的には、19年中の所得に対する課税でございます。したがって、昨今、言われておりますように、社会情勢云々というのは、まだこの時点ではそう大きい影響は受けなかったのではないかと考えております。平成20年の9月ごろからそういう世界的な不況によりまして影響を受けておりますけれども、19年中の所得に対する課税ですので、余り影響を受けなかったと考えております。

1 1 番 法人税は下がっているわけですね。個人の町民税は影響を受けなかったというのですが、所得階層ごとの人数表みたいなものを出していただけますか。そうすると、どんな町民の生活状況があるのかというのがわかると思うんです。

税率はこの前の年と変わってないんですかね。

税 務 課 長 変わってございません。

1 1 番 特定減税の廃止でありますとか、いろんな問題があつて、実質上税率が上がったというような部分があるのではないかと想定もしておったりしたのが、そういうことはないということですね。

では、収入の状況、実態を階層ごとに資料をお願いしておきたいと思います。

それから、不納欠損については、先ほど来何回も議論がありますので、避けまですけど、不納欠損処分にする基準というものは、明確に存在しているのか、お尋ねいたします。個人に係るものよりも法人に係る不納欠損が金額的にも非常に多いように思いますので、お願いします。

税 務 課 長 先の所得の階層の数ですが、課税状況がございまして、その数値だったらお示しできると思います。

それと、不納欠損ですけれども、今年度におきましては、倒産とか、破産などにより、法人町民税の納付が困難な状況になるということで不納欠損をさせていただいたんですけれども、そういう要綱とか規則につきましては、今、調整しております。それに沿って、また決裁もいただきまして、そういうことで今後進めさせていただきたいと考えております。

1 1 番 不納欠損がこうして出されてくるのはやむを得ない部分があるといいたしましても、一定の説明ができる基準が必要だと思えます。でなければ、よくも悪くも、両面いろいろ考えられますので、何か弱い者いじめみたいな、一般の町民には不納欠損はあんまりやらないで法人だけやるとか、そういう言い方もできるし、納めずにんと長いこと頑張つとつたら落としてくれるぞと試してみたり、いろんな考え方ができますので、説明できる内容でお願いをいたします。

議 長 ほかにございせんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第51号、平成20年度福崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第52号、平成20年度福崎町老人保健事業特別会計歳入歳出決算

認定についてご質問はございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第53号、平成20年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてご質問がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第54号、平成20年度福崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてご質問がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第55号、平成20年度福崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてご質問がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次に、議案第56号、平成20年度福崎町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてご質問がございましたらどうぞ。

9 番 いろいろ説明資料があるわけですが、事業も1年間大きく進めていただいております。私がお聞きをしたいのは、20年度中に管路の埋設された工事のメーター数、これが全体の計画が幾らで、20年度に何メートルできて、何%できたのか、お尋ねします。

下水道課長 総延長、また20年度に実施した延長については、今のところ、手元に資料がございません。後ほどご回答させていただきます。

9 番 金額的にはちゃんと書いてありまして、繰越明許で工事した分、また翌年度へ明許で送った分というものがあるわけなんですけど、私はその距離をお聞きしたい。といいますのは、大体1メートル当たり幾らぐらいの費用がかかっているのかということが知りたいので、お尋ねをしているのです。といいますのは、何ゆえそういうことをお尋ねするかといいますと、農業集落排水と公共下水道の管が同じ箇所には2本あるところがあります。私は、これは国の補助金も相当いただいてやっておる事業でして、そういうことが発生してくること自体が信じられないわけです。福崎町は農業集落排水にしる、公共下水道にしる、かなり後発で始まって、今一生懸命進めていただいておりますので、以前からこういう問題は、もうテレビや何かでも報道で取り上げられまして、いろいろ議論があったところの事案です。それが不幸にして福崎町で起こっております。20年度に起こっておりますが、何ゆえそういうことになるのか。該当する課長は技監や下水道課長はわかっておられますか。どうですか。

下水道課長 議員お尋ねの箇所というのは、私の頭の中にはちょうど三木栗線沿いの大門、それから西大貫地区の境のあたりじゃないかと思っております。

9 番 私も見ましたのはそこです。あれだけたくさん車が通っておるところでの工事、県道の歩道の舗装もきちっと完成したところをもう1回掘って管路を埋設した、なにゆえこういうことが起こるのか。ほかにそういうところがあるのかないのか、これも一遍お聞きをしておきたいと思いますが、どうですか。

下水道課長 今、ご質問のあったところは、店舗の部分でございますでしょうか。それも含めて

ということであれば、どうしても下水道、あくまで町全体の下排水を浄化したいという計画がございます。農業集落排水で済んだ部分、それから公共下水道で進めている部分、今お話しした箇所については、農業集落排水が終わってから年数がたち、公共下水道は最近終わったところです。また、舗装につきましては、その後の舗装、本復旧につきましては、まだなされていないというような状態がございます。そこは、公共下水道の範囲として、工事をしたわけでございます。

今後の発生ということなのですが、新たに、例えば公共下水道の区域で発生した場合、またその中間地点で発生した場合、下水道課でどちらで受けていくかの選択は、事情等を勘案して決めていきたいと思っております。

- 9 番 下水道課長一人を責めておるわけではございません。なにゆえそういうことになるんだろうということなんです。しかるべきところで、そういう指摘をされたらどうなるんだろうかと思えます。

実際、工事をするのに、いろいろなきちんとして調査されて、それで工事の範囲を決めて入札するということですね。町とすれば町全体の計画があって、この場合自治会が違うんですが、その立地条件から前もってその辺のところを該当する方々とも話し合いをして、それで事業を進めていくということがなされないかなど。どこに原因があるわけですか、こういうふうなことが発生してくるということは。一遍お聞きをしたいと思えます。

- 下水道課長 原因ということがございますけれども、公共下水道の区域として整備する時点で、必ず事前に自治会を回って、その説明会を開きます。その後、公共枡の申請があるわけなんです、その段階では要求がなかったものが、新たに出てくる場合がございます。下水道課としては、当然ながらそれを受け入れる方向で前向きに取り扱うわけですし、それではなくてはならないと考えております。そういう事情で、どうしても突発的に出てくるものについて対応したものでございます。

- 9 番 ただいま申し上げております事例の対象になる店舗とか住宅ですが、別にここ、今1年とか、2年とか前に、急に新しく新築されてきたんだというもんでもないわけですね。私は、議員をさせていただく前から、私のところの自治会は農業集落排水に着工し、工事も終わりました。私にしてみたらどういふふうにするんやろうと注目していました。はっきり言って、うっかりしとったんですが、今申し上げたようなことが起こるとのわけですね。不思議で仕方がないんです。別に、今の下水道課長は、この7月で、就任されて2年か3年やと思うんですが、あれだけ社会問題になったのに、こういう事態が発生してくるといふ事実について、どこに欠陥があるのか、それがはっきりしませんが、今後この種の問題がまた発生してくるといふことになるんやないんかと思うわけですね。ですから、しつこいぐらいにお聞きをしないとんですがね、どうでしょうかね。

- 下水道課長 今お話のあった内容としては、当初は農業集落排水の区域として予定されていた部分であったものが、公共下水道で後年整備されたということかと思えます。

当然、先ほど申しましたとおり、新たに整備する段階では、公共枡の申請を町の方から説明し、要求があったところへつけるというような状態でありましたので、その段階で要求がなかったところかなと思えます。後年、要求があれば、それに対応していくのが当然だと、こういうふうにしておるわけですね。

- 9 番 要求がなかったからしない、しなかったんだと。今度要求があったから公共下水道引いたんです、それは理由にならんと思えますよ、私は。

そしたら、要求があったら、ここは、農集排の管路が通ってますから、農集排に接続します言うたら二重にならんのです、違いますか、課長。どうですか。

- 町長 吉識議員の言われることは極力避けていく方向で進めたいと思います。

ただ、時間的な差があり、場所的、また、いろいろな状況の中で、あってはならないわけでありませけれども、そういうことが起こり得るといのは歴史のいたずらではないかと、私はそういうふうに思います。絶対、そういうことは避けたいとは思いますが、時間的な差の中で、いろいろな町民の要求が出てきたというときには、町民サービスという観点からいきますと、そういう場合も出てこらざるを得ないのではないかと思います。

それから、今後は、農集排と公共下水道を、将来的には統一して行って、そして今吉識議員が言われるように、私どもも勇気を持って、十分町民の皆さんと話し合ったり、ご指導をさせていただくというふうなことで習熟していく必要があるというのは、そのとおりだと思います。

議 長 ほかにございませんか。

1 1 番 ただいまの質問に関連して、改めて基本的な問題ですので、この場で質問いたします。

生活排水処理計画でこの区域は農集排、この区域はコミプラ、この区域は小型合併浄化槽、そしてこの区域は公共下水道区域というふうに区域分けをしておるわけですね。そして、公共下水道については、その該当区域は都市計画決定をしておるわけですね。ですから、それが同じところにダブって計画図ができておることには納得できないんですね。まずその点はどうなんですか。今問題になってる場所はどうなんですか、どちらの区域になつとるんですか。都市計画決定をした公共下水道の区域になつてるのか、農集排の区域になつてるのか、その点が基本ですよ。そこがなければ、都市計画決定をやってない、公共下水区域外に延ばすなら区域外に延ばすだけの、まずそれだけの処置が要るわけですね、その分、国庫補助があるのかなというふうなことも、考えなきゃならない。ですから、基本の計画に沿ってどうなのかという、その答弁をください。

議 長 しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午後 1 時 3 5 分

再開 午後 2 時 0 0 分

◇

議 長 会議を再開いたします。

ただいまから 1 1 番、小林 博君の質疑に対しまして答弁を求めます。

下水道課長 都市計画決定の区域についてでございますが、まずこの公共下水道の全体の計画がありまして、平成 6 年に都市計画決定をしております。この段階では、先ほどの範囲については、農業集落排水の区域に入っておりました。当然、公共下水道の区域には入っていませんでしたが、その後、農業集落排水の整備がその部分に行われました。その後、14 年に見直しをかけて、最終決定が平成 15 年 9 月ですが、この段階で見直しをかけております。この段階では、この店舗のあたりも含めて、公共下水の区域として都市計画決定をしております。

1 1 番 それでは、計画はその部分ではダブっているということですか。生活排水処理計画からいきますと。

下水道課長 一応、ダブって網をかけているというわけではございません。あくまで農業集落の排水の区域から除いて公共下水道の区域に入れたという状態でございます。

1 1 番 一応、そういう手続は、済んでおるといことですね。あと、効率性とか、いろんな問題で今後の課題として勉強しておく必要があるということだと思います。

それからこの財産に関する調書のところで土地と建物ぐらいしか出ていないんですが、先ほど管路の話もありましたけれども、マンホールとか、幹線管渠とか、管路、あるいは中継のポンプ場等も含めて出てきますが、そういうものの財産調書に入れるという必要性はないのでしょうか。これは農集排の会計の決算書にも入っていないんですけど、改めて今そんなふうにも思っておるところです。

監査委員の報告では、上下水道を一体的な考え方をせよとも言われておりますけれども、上水道では当然、管路も資産として計上をしており、毎年減価償却もし、入替えれば、資産減耗費で落としたりとかして、ちゃんと財産として、資産として管路も扱っておるわけですが、公共下水もやはりそれだけの投資をしておるわけですから、マンホール、管路等々、この台帳に入れる必要はないのでしょうか。入れた方がよいのではないのでしょうか。その点どうでしょうか。

下水道課長 下水道課では、工事が終わった翌年度に下水道台帳の委託をして、整備をしております。その中で、管路の延長、それからマンホール、人孔の位置、また宅内枡のデータであるとか、そういうのをまとめてっております。また、施設についても同様でございます。

1 1 番 ですから、それをこの財産に関する調書の中に入れる必要はないかということをおっしゃるわけですか。

下水道課長 少し時間も必要かと思っておりますので、十分検討した上で計画をしてみます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第57号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第58号、町営住宅の明渡し等に関する訴えの提起等についてご質疑がございましたらどうぞ。

9 番 説明資料に滞納の始期、滞納期間含めて出ておりましたが、入居されたのはいつなのか、お尋ねします。

住民生活課長 入居日が平成7年10月1日でございます。

9 番 平成7年に入居されて、その後はずっと問題なくこの滞納の始期までは問題なかったわけですか、どうですか。

住民生活課長 過去の収納状況ですけど、平成12年度までは完納されております。その後、滞納がふえて、現在に至っておるという状況でございます。

議 長 ほかにございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第59号、平成21年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次は、議案第60号、平成21年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご質疑がございましたらどうぞ。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第61号、工事請負契約についてご質疑がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
次は、議案第62号、物品購入契約についてご質疑がございましたらどうぞ。  
ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。  
以上をもって、本定例会に付議されましたすべての案件に対する1件ごとの質  
疑を終結いたします。

### 日程第3 討論・採決

議 長 次の日程は、あからじめご了承を願っております、議案第61号、議案第62  
号の両案件についてでございますが、委員会付託を省略し、本会議において、  
ただいまから即決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第61号及び議案第62号については、本会議において即決する  
ことに決定をいたしました。  
それでは、討論、採決を行います。  
議案第61号、工事請負契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第61号、工事請負契約について、原案のとおり可決することに賛成の方  
は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定をいたし  
ました。  
次に、議案第62号、物品購入契約について、討論がございましたらどうぞ。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。  
議案第62号、物品購入契約について、原案のとおり可決することに賛成の方  
は、起立を願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。  
よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定をいたし  
ました。

### 日程第4 特別委員会の設置

議 長 次の日程は、特別委員会の設置であります。  
本件を議題としてお諮りをいたします。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号の5件については、平成20年度の一般会計を初め、各特別会計の歳入歳出決算認定であります。

お諮りをいたします。

平成20年度の一般会計並びに各特別会計について、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審議することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第50号から議案第54号までの決算認定5件につきましては、決算審査特別委員会を設置、この委員会に付託の上、審議することに決定をいたしました。

重ねてお諮りをいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっております。よって、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

それでは、指名をいたします。

1番、松岡秀人君、3番、宮内富夫君、7番、難波靖通君、9番、吉識定和君、11番、小林博君、13番、富田昭市君、15番、高井國年君、以上の7名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました7名を決算審査特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました7名の職員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

#### 日程第5 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。

それでは、議案第50号から議案第60号までの議案11件をそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号は決算審査特別委員会に、議案第55号、議案第56号は産業建設常任委員会に、議案第57号、議案第58号は民生常任委員会に、議案第59号は総務文教常任委員会に、議案第60号は民生常任委員会に、以上のとおり付託をいたします。

よって、決算審査特別委員会は5件、総務文教常任委員会は1件、民生常任委員会は3件、産業建設常任委員会は2件、以上11件をそれぞれの委員会に付託をいたしますので、よろしくお願いたします。

以上で、本定例会2日目の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会することにいたします。お疲れさまでございました。

散会 午後2時12分